

くみあいニュース No. 216

2025. 9. 19 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行
<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion>

第4回労使協議

年俸制適用職員給与規則の、短時間勤務非常勤職員就業規則等、職員就業規則等および職員退職手当規則の一部改正について

2025年9月8日(月)に、松ヶ崎キャンパスおよび嵯峨キャンパスの過半数代表とともに労使協議に出席しました。内容は有期雇用リサーチ・アドミニストレーター等の諸手当の追加、京都府の最低賃金の引上げに対する対応、育児・介護休業法の改正に伴う措置、既に導入されている定年延長制度における早期退職者の退職手当の修正についてです。どうぞよろしくお願ひいたします。

1) 国立大学法人京都工芸繊維大学年俸制適用職員給与規則の一部改正について

有期雇用リサーチ・アドミニストレーター等に対して、無期雇用リサーチ・アドミニストレーターと同種の諸手当の支給が可能となるように改正が行われます。

- * リサーチ・アドミニストレーターの諸手当の種類を雇用形態に依らず統一されます。
- * 扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当などが支給されるようになります。

この改定は本来リサーチ・アドミニストレーターに関する規則が改定されたときからなされるべきであったことから、9/25(木)の役員会で承認後、4/1(火)に遡って施行されます。

2) 国立大学法人京都工芸繊維大学短時間勤務非常勤職員就業規則等の一部改正について

2025年10月1日より施工される京都府の最低賃金の引上げに対応するための改正が行われます。

- * 事務補佐員、技術補佐員、研究補助員、研究員、RA、アドバンスト RA、TA、SA、ピア・チューター、オフィス・アシスタントに係る時間給額が基本的に50円増額されます。
- * 賃上げによって生じる不足分に対する予算措置はありません。(時間給増額による学系における負担増は、各学系で既に配分された予算から対応する必要があります。)

この改定は、9/25(木)の役員会で承認後、10/1(水)より施行されます。

3) 国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則等の一部改正について

2025年10月1日より施工される改正育児・介護休業法に対応するために、柔軟な働き方を実現する措置を2つ以上講じる必要があります。これに対応する改正が行われます。

- * 一つ目の措置は既存の「育児部分休業」によって対応されます。
- * 二つ目の措置として、「時差出勤制度」が導入されます。
- * 「3才～小学入学前」が対象となるところを本学では「0才～中学入学前」までに対象範囲を拡大されています。
- * 二つの措置の併用は不可です。

- * 原則的に「1週間前まで」に申請する必要がありますが、前回の協議における要求から、「1日前までであれば業務に支障がない場合には認められる場合がある」ように修正されています。
- * 時差出勤の範囲は前後1時間です。

この改定は、9/25(木)の役員会で承認後、10/1(水)より施行されます。

4) 国立大学法人京都工芸繊維大学職員退職手当規則の一部改正について

令和5年度に導入された定年延長制度について、国家公務員退職手当法に準じた「定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例」の適用となるように改正が行われます。

- * 基本的には国家公務員退職手当法の範囲を逸脱していたため、本学からの持ち出しとなっていた手当分に関して持ち出しがないようにする改正です。
- * 国の特例は60歳を基準に早期退職時の年齢差1年につき3%の割増率となっています。
(55歳からが対象のため、最大で15%の割増となる。)
- * 本学では定年延長制度の導入で65歳が基準となったため、60歳～65歳までの5年分が本学からの持ち出して支払われることになりました。(最大で30%の割増となる。)
- * 基準を60歳とすることで国の制度に合わされることになります。
- * これによって60歳以上で早期退職しても割増はなくなります。

この改定は、9/25(木)の役員会で承認後、10/1(水)より施行されます。

ご質問やご意見などがあれば、どうぞよろしくお願ひいたします。

お困りごとはお近くの執行委員または職員組合までご連絡ください。

職員組合の連絡先:kitu_shikko@googlegroups.com